

函館市が目指す環境像

1 目指すべき環境像

本市は、渡島半島の南東部に位置し、三方を海に囲まれた函館山を要として北へ扇形状に広がり、温暖な気候や豊かな自然に恵まれた自然条件のもと、我が国最初の国際貿易港として開港して以来、外国の文化を積極的に取り入れることにより、国際性豊かな歴史と文化をはぐくみ、異国情緒あふれるまちへと成長してきました。

また、陸・海・空の交通の要衝として、さらには南北海道の政治、経済および文化の中心をなす高度な都市機能が集積されたまちとして発展を続け、平成16年には、漁業を基幹産業とする近隣の戸井町、恵山町、樺法華村、南茅部町と合併し、恵山道立自然公園に代表される、より多くの自然を保有するまちとなりました。

一方、経済の発展や都市化の進展により、私たちの生活は豊かで便利になりましたが、資源やエネルギーの大量消費などにより環境へ多くの負荷をもたらし、生活環境や自然環境などの身近な環境のみならず、温暖化など地球全体への環境に深刻な影響を及ぼしています。

私たちは、これまで恵まれた環境の恩恵を受けて生活を営んできましたが、良好な環境を将来に引き継ぐためにも環境の現状を真摯に受け止め、環境への負荷の少ない社会を築いていかななくてはなりません。

このことから、本市に集うすべての人々が、自らの活動と環境との関わりを認識し、協力・連携した環境保全および創造に向けた行動により、澄んだ空のもとで、きれいな海や川、豊かな緑を守り育て、未来に向けて、自然と共生した潤いと安らぎのあるまちを築いていくため、函館市が目指すべき環境像を以下のように定めます。

未来に向かい“人と自然が共生するまち”はこだて

2 基本目標

目指すべき環境像を実現するため、次の6つを基本目標として掲げ、施策を推進します。

- 地球にやさしいまち
- 安心して暮らせるまち
- 豊かな自然と共生するまち
- うるおいと安らぎを感じるまち
- 資源を大切にするまち
- こころと参加でつくるまち

3 具体的方針と施策の柱

基本目標に基づき、私たちが環境の保全および創造に取り組む上での具体的方針を定め、さらに、行動を推進するための施策の柱を設定します。

施策の体系

基本目標	具体的方針	施策の柱
地球にやさしいまち	1 地球環境の保全に努めます	○温暖化の防止 ○酸性雨への対策 ○オゾン層破壊の防止 ○森林の保全 ○海洋汚染の防止 ○生物多様性の保全
安心して暮らせるまち	2 すがすがしい空気を守ります	○自動車・交通対策 ○工場・事業場対策 ○大気の監視 ○悪臭への対策
	3 清らかなせせらぎや美しい海を守ります	○生活排水への対策 ○事業活動による水質汚濁の防止 ○川や海、地下水の水質の監視 ○水循環の確保
	4 やすらぎの音環境を守ります	○自動車・交通による騒音・振動への対策 ○工場・事業場・建設作業による騒音・振動への対策 ○近隣騒音への対策 ○騒音・振動の監視
	5 安全な暮らしを守ります	○有害化学物質の発生抑制 ○化学物質などへの対策
	6 たくさんの生き物が息づく自然を守ります	○希少な動植物の保護 ○動植物の生息・生育環境の保全 ○自然保護意識の向上
うるおいと安らぎを感じるまち	7 水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります	○緑化の推進 ○緑化空間の創造 ○ふれあいの推進
	8 個性とゆとりある町並みをつくります	○地域特性を生かした町並みづくり ○夜景の保全 ○美化の推進
資源を大切にするまち	9 循環型の社会をつくります	○3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ○廃棄物の適正処理
	10 エネルギーを有効活用します	○省エネルギーの推進 ○自然・未利用エネルギーの利用促進 ○公共交通の利用促進
こころと参加でつくるまち	11 環境保全意識の向上に努めます	○環境保全に関する人づくりの推進 ○環境教育・環境学習の充実と普及 ○環境情報の充実と共有
	12 環境保全活動の輪を広げます	○環境保全活動の推進 ○環境ネットワークの形成 ○国際協力の推進

基本目標 地球にやさしいまち

1 地球環境の保全に努めます

地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少などの地球環境問題は、日々の生活や事業活動における環境への負荷が原因とされています。

このため、私たち一人ひとりが自覚を持ち、身近な取り組みを通じて地球環境の保全に努めます。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
温暖化の防止	◇地球温暖化防止対策を進めます ◇コンパクトなまちづくりを推進します ◇省資源、廃棄物対策を進めます ◇エネルギー対策を進めます ◇森林の保全・緑化の推進に努めます ◇地球温暖化に関する意識啓発を行います	○公共交通機関の利用など自動車排出ガスの削減に努めます ○省エネルギーや廃棄物の減量などに努めます ○緑の保全と育成に協力します ○意識の向上に努めます	△温室効果ガスの削減に努めます △省資源、省エネルギー型の事業活動に努めます △緑の保全と育成に協力します △意識の向上に努めます
酸性雨への対策	◇大気汚染物質の排出量の削減を図ります ◇酸性雨に関する情報の収集・提供に努めます	○公共交通機関の利用など自動車排出ガスの削減に努めます ○酸性雨調査などに協力します	△低公害車の導入など自動車排出ガスの削減に努めます △工場、事業場からの排出ガスの適正処理を進めます △酸性雨調査などに協力します
オゾン層破壊の防止	◇オゾン層破壊に関する情報の収集・提供に努めます	○フロン類使用製品を廃棄するときは適正処理に努めます	△フロン類使用製品を廃棄するときは適正処理に努めます
森林の保全	◇熱帯材などの使用の減量を推進します ◇森林減少の地球環境への影響の把握などの情報の収集・提供に努めます	○リサイクル紙などの使用による木材使用の減量に協力します ○古紙回収などに協力します	△建築用資材などの再利用に努めます
海洋汚染の防止	◇海洋汚染に関する情報の収集・提供に努めます ◇日常生活や事業活動における適正な排水処理を促進します ◇油流出事故などへの的確な対応を図ります	○日常生活における適正な排水処理に努めます	△適正な航行や廃棄物処理に努めます △事業活動などにおける適正な排水処理に努めます △適正な施設の維持管理に努めます
生物多様性の保全	◇野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します ◇野生生物に関する情報の収集・提供に努めます	○野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します	△野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します

〔環境目標項目〕地球環境の保全

《客観的データ項目等》

・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定により、二酸化炭素排出量の削減目標を設定します

基本目標 安心して暮らせるまち

② すがすがしい空気を守ります



大気汚染の主な発生源には、工場などの固定発生源に起因するものと自動車などの移動発生源に起因するものがあります。

大気汚染に対しては、地球温暖化を防止する観点からも、工場や自動車からの排出ガスなどの排出抑制対策や大気環境を把握するため調査、監視を継続するとともに、身近な問題でもある土埃や悪臭の発生防止についても対策を進めます。

また、法令などに基づく規制・基準の遵守に向けた指導や公共交通機関の利用促進などに取り組み、良好な大気環境の確保に努めます。

施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
自動車・交通対策	◇円滑な交通流の確保による排出ガス発生量の軽減に努めます ◇低公害車の利用・普及を図ります ◇エコドライブの普及を進めます ◇時差通勤、カーシェアリングなどの交通需要の調整の取り組みを推進します ◇公共交通の利便性の向上に努めます ◇自転車走行に配慮した道路整備に努めます ◇緑地帯の整備や道路舗装率の向上に努めます	○低公害車の使用に努めます ○エコドライブに努めます ○カーシェアリングなど交通需要の調整の取り組みに協力します ○公共交通機関・自転車などの利用に努めます ○沿道や地域の緑化に努めます ○散水などにより土埃の発生予防に努めます	△業務用自動車などへの低公害車の導入に努めます △エコドライブの励行に努めます △時差通勤など交通需要の調整の取り組みに協力します △自動車の適正な使用管理に努め、自動車の使用を減らすよう努めます △公共交通機関の利用に努めます △沿道や地域の緑化に努めます △物流の効率化に努めます
工場・事業場対策	◇ばい煙の排出基準や粉じんの管理基準などの遵守についての指導を徹底します ◇散水の励行や建設作業への指導など土埃の発生予防対策を推進します		△法令などによる規制・指導を遵守します △クリーンエネルギーの利用や省エネなどにより排出ガス削減に努めます △敷地内の緑化に努めます △粉じんの発生対策を講じます △土埃の発生予防対策を講じます
大気の監視	◇大気汚染監視システムの充実を図ります ◇有害大気汚染物質の監視・測定に努めます ◇野焼きの防止に努めます	○大気汚染の調査に協力します ○沿道や地域の緑化に努めます ○野焼きを行わないよう関係法令を遵守します	△大気汚染の調査に協力します △野焼きを行わないよう関係法令を遵守します
悪臭への対策	◇監視・指導の強化に努めます ◇発生源対策を推進します	○悪臭の発生を予防し、近隣への配慮に努めます	△法令などによる規制・指導を遵守します △悪臭の発生を予防し、近隣への配慮に努めます

〔環境目標項目〕 空気の満足度

アンケート調査による評価として、排気ガスなどによる空気の汚れ、臭いや埃、煙などの状況から、空気に対して満足している人の割合 80% を目標値とします《平成 20 年度 78.0%》

《客観的データ項目等》

- ・二酸化硫黄濃度：環境基準値（0.04ppm）以下 《平成 20 年度 0.003ppm》
- ・二酸化窒素濃度：環境基準値（0.06ppm）以下 《平成 20 年度 0.028ppm》
- ・浮遊粒子状物質：環境基準値（0.10mg/m³）以下 《平成 20 年度 0.045mg/m³》

基本目標 安心して暮らせるまち

3 清らかなせせらぎや美しい海を守ります

水質汚濁の主な原因には、工場などからの排水に起因するものと家庭からの生活排水に起因するものがあります。

このため、工場などからの排水への規制、指導の徹底や、公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の設置など生活排水対策を推進するとともに、川や海などの水質の監視を行います。

また、これら水質の保全とともに、生態系に配慮した川づくりや、水源かん養林の保全、都市施設での雨水利用などにより、良好な水循環を保全します。

施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
生活排水への対策	◇公共下水道を整備し水洗化の普及を図ります ◇合併処理浄化槽の普及を図ります ◇水質汚濁防止のために啓発を行います	○公共下水道整備地域においては水洗化の普及に協力します ○合併処理浄化槽の設置や適正管理を進めます ○日常生活で水をできるだけ汚さないように努めます ○家庭菜園などの有機肥料の使用や低農薬に努めます	△公共下水道整備地域においては水洗化の普及に協力します △水への負荷の少ない商品を製造・販売します
事業活動による水質汚濁の防止	◇工場などの排水への規制・監視の徹底を図ります ◇農薬などの適正使用や家畜排せつ物の適正管理などを促進します		△水源や河川の保全に配慮します △法令などの規制・指導を遵守します △工事や作業時の水質汚濁防止措置を施します △農薬などの適正使用や家畜排せつ物の適正管理などに努めます
川や海、地下水の水質の監視	◇水質の監視体制の充実を図ります ◇有害化学物質などへの対応に努めます	○水質の調査に協力します	△水質の調査に協力します △排水などの水質検査を実施し、水質の把握に努めます
水循環の確保	◇生態系に配慮した川づくりを推進します ◇水辺環境の保全活動を支援します ◇水辺の環境学習を推進します ◇水源かん養林を適切に管理します ◇雨水利用施設の普及を図ります ◇雨水浸透施設の整備を促進します ◇節水意識や水の循環についての啓発を進めます	○水辺の動植物の保全に努めます ○水辺環境の保全活動に参加します ○水辺の環境学習に参加・協力します ○水源かん養林の保護・育成に協力します ○雨水浸透施設の設置に協力します ○水の再利用や雨水の利用など節水に努めます	△水辺の動植物の保全に努めます △生態系に配慮した川づくりに協力します △水辺環境の保全活動に参加します △水辺の環境学習に協力・参加します △水源かん養林の保護・育成に協力します △雨水浸透施設の設置に協力します △事業所での節水や節水型機器の設置に努めます

〔環境目標項目〕水の満足度

アンケート調査による評価として、水と接する機会や水のきれいさ、水辺の自然度などの状況から、水に対して満足している人の割合 80% を目標値とします《平成 20 年度 59.4%》

《客観的データ項目等》

- ・BOD（松倉川）：観測地点の環境基準達成率 100%《平成 20 年度 100%（6/6 地点）》
- ・BOD（一般河川）：観測地点の水質目標（5mg/l 以下）達成率 100%《平成 20 年度 91.3%（21/23 地点）》

基本目標 安心して暮らせるまち

4 やすらぎの音環境を守ります

近年の騒音・振動は、工場、建設作業や自動車などを発生源とするものだけでなく、深夜営業の商店や家庭などから発生する近隣騒音も問題となっており、発生源も多様化してきています。

このため、近隣騒音問題については、市民や事業者一人ひとりのモラルやマナーの向上を目指し、周辺への配慮の重要性について啓発を図ります。

また、工場、建設作業や自動車などを発生源とする騒音・振動については、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
自動車・交通による騒音・振動への対策	◇公共交通機関の利用促進を進め、自動車交通量の低減に努めます ◇自転車走行に配慮した道路整備に努めます ◇道路の植栽や空港周辺などでの緑地帯の整備を進めます	○公共交通機関・自転車の利用に努めます	△公共交通機関の利用に努めます △物流などにおける、生活道路の通行は避けるよう努めます
工場・事業場・建設作業による騒音・振動への対策	◇工場や事業場、建設現場に対する騒音・振動の規制・指導を徹底します		△法令などの規制・指導を遵守します △低騒音・低振動型機器の利用に努めます △緩衝緑地の設置に努めます
近隣騒音への対策	◇営業騒音に対する指導に努めます ◇生活騒音の周辺への配慮についての啓発に努めます	○生活騒音に関して近隣へ配慮します	△法令などの規制・指導を遵守します △営業騒音の周辺への配慮に努めます
騒音・振動の監視	◇監視体制を強化します	○騒音調査などに協力します	△騒音・振動を発生する施設や作業については、その把握に努めます

〔環境目標項目〕音の満足度

アンケート調査による評価として、自動車騒音や振動などの状況から、音や振動に対して満足している人の割合 80%を目標値とします《平成 20 年度 70.2%》

《客観的データ項目等》

・自動車交通騒音：環境基準達成率 100%《平成 20 年度 100%（面的評価）》

基本目標 安心して暮らせるまち

5 安全な暮らしを守ります

私たちの生活の中には多種多様の化学物質が使用されており、人の生活や社会にとって必要とされる一方、製造や焼却などの過程で、ダイオキシン類などの有害化学物質として意図せずに生成されるものも少なくありません。

また、化学物質の中には、低濃度であっても長期間にわたる蓄積などにより、私たちの健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものもあることから、化学物質による環境汚染の防止対策や情報の収集・提供を図ります。

さらに、健康で安全な暮らしを守るという観点から、人体への影響が懸念されている電磁波や、健康被害を及ぼすおそれのある病害虫や放射能などに関する情報の収集・提供に努めるほか、アスベスト粉じんの飛散防止対策を進めます。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
有害化学物質の発生抑制	◇一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理を推進します ◇発生施設の適正管理を促進します ◇発生施設の改善を指導・支援します ◇農薬の適正使用や節減を支援します	○ごみの分別・減量に努めます ○野焼きを行わないよう関係法令を遵守します ○家庭菜園では農薬の適正使用に努めます	△廃棄物の適正処理を行います △化学物質の適正管理に努めます △施設の適正管理に努めます △野焼きを行わないよう関係法令を遵守します △農薬の適正使用に努めます
化学物質などへの対策	◇ダイオキシン類など監視体制を充実します ◇環境ホルモンに関する情報収集に努めます ◇汚染土壌の適正処理に向け、監視・指導を行います ◇化学物質などに関する情報の収集・提供を行います ◇電磁波や、健康被害を及ぼすおそれのある病害虫や放射能などに関する情報の収集・提供に努めます ◇建築物の解体などの工事における、アスベスト粉じんの飛散防止に関する監視・指導を行います	○化学物質などに関する調査に協力します ○所有地などの衛生的な管理に努めます ○化学物質などに関する情報の収集・提供を図ります	△化学物質などに関する調査に協力します △敷地などの衛生的な管理に努めます △汚染土壌の適正処理を行います △化学物質などに関する情報の公開に努めます △化学物質の使用にあたっては、環境に及ぼす影響を考慮します △建築物の解体などの工事にあたっては、アスベスト粉じんの飛散防止対策を講じます

〔環境目標項目〕ダイオキシン類濃度

《客観的データ項目等》

・大気：環境基準値（0.6pg-TEQ/m ³ ）以下	《平成20年度	0.019pg-TEQ/m ³ 》
・水質：環境基準値（1pg-TEQ/l）以下	《平成20年度	0.073pg-TEQ/l》
・底質：環境基準値（150pg-TEQ/g）以下	《平成20年度	1.3pg-TEQ/g》
・土壌：環境基準値（1,000pg-TEQ/g）以下	《平成20年度	2.3pg-TEQ/g》

基本目標 豊かな自然と共生するまち

6 たくさんの生き物が息づく自然を守ります

函館山や恵山，郊外部に広がる丘陵山岳地などの豊かな緑，清流は，多くの動植物が生息・生育している貴重な本市の資源です。

しかしながら，市街地の拡大や，日常生活・事業活動における環境負荷などにより自然が減少し，生き物の生息・生育する場所が失われてきています。

このため，多様な動植物の生息・生育環境の保全に努めるとともに，市民や市民団体などによる自然環境保全活動の支援や情報の収集・提供を行います。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
希少な動植物の保護	◇野生動植物の分布や生態に関する情報の収集・提供を図ります ◇法令などに基づく適正な野生動植物の保護を進めます	○動植物の調査に協力します ○動植物を捕獲や盗掘から守ります	△動植物の調査に協力します △動植物を捕獲や盗掘から守ります
動植物の生息・生育環境の保全	◇法令などに基づく適正な自然環境保全を進めます ◇生態系を維持する森林や農地などの保全管理を進めます ◇生態系に配慮した川づくりを推進します ◇特定外来生物による生態系などへの影響の防止に努めます ◇近隣市町や北海道などと広域的な連携を図ります	○自然環境の監視活動に参加・協力します ○動植物の生息・生育環境の保全に努めます ○河畔林の造成などに参加・協力します ○自然林の再生・回復活動に参加・協力します ○生き物を大切にする心を育てます ○外来動植物やペットを適正に管理します	△自然環境の監視活動に参加・協力します △動植物の生息・生育環境の保全に努めます △生態系に配慮した川づくりに協力します △開発や土地利用に関しては，自然環境に配慮します
自然保護意識の向上	◇自然環境保全に関わるイベントなどを推進します ◇自然環境保全活動に対する支援を図ります ◇自然環境に関する情報の収集・提供を図ります	○家庭での自然とのふれあいや遊びの機会を確保します ○自然観察会などへ参加します ○自然環境に関する情報の収集・提供を図ります	△自然環境保全に関わるイベントなどに参加・協力します △自然環境保全活動の実施や活動を支援します △自然環境に関する情報の収集・提供を図ります

〔環境目標項目〕自然環境の満足度

アンケート調査による評価として，野生動物を見かける機会などの状況から，自然環境に対して満足している人の割合 80%を目標値とします《平成 20 年度 74.3%》

基本目標 うるおいと安らぎを感じるまち

7 水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります

水辺と緑は、潤いや安らぎを市民生活に与えるとともに、地球温暖化防止の観点からもその重要度は高まっています。

このため、公園や公共空間など、都市における緑化を進めるとともに、河川環境の整備や港の親水空間の整備など、潤いある水とのふれあいの場をつくります。

また、これらの空間づくりや維持管理への市民参加、環境学習の場所としての活用などを積極的に図ります。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
緑化の推進	◇公園や公共空間などの緑化を推進します ◇街路樹の整備を進めます ◇保存樹木や保存樹林の管理に助成を行います	○公園や街路の緑化に自主的に参加・協力します ○花壇づくりなどに努めます ○保存指定された樹木や樹林の維持管理に努めます	△公園や街路の緑化に参加・協力します △敷地内の緑化を進めます △保存指定された樹木や樹林の維持管理に努めます
親水空間の創造	◇河岸や海辺などにおいて水と親しむ空間の整備を進めます ◇水辺の美化を推進します	○水と親しむ空間づくりに参加・協力します ○水辺の散策路や休憩施設の美化や維持管理に協力します	△水と親しむ空間づくりに参加・協力します △水辺の散策路や休憩施設の美化や維持管理に協力します
ふれあいの推進	◇市民の緑化活動を支援します ◇農業体験施設などのふれあいの場を創出・提供します ◇水辺の環境学習を推進します	○緑化活動に参加・協力します ○農業体験施設などのふれあいの場を積極的に活用します ○水辺の環境学習に参加・協力します	△市民の緑化活動を支援します △緑化活動に参加・協力します △水辺の環境学習に参加・協力します

〔環境目標項目〕公園や広場が十分と感じる人の割合

アンケート調査による評価として、身近な場所での公園や広場などの安らぎの場所が多いと感じる人の割合 80%を目標値とします《平成 20 年度 56.7%》

《客観的データ項目等》

- ・都市公園等の整備目標：市民 1 人あたりの都市公園面積 24㎡ / 人（目標年次 平成 27 年）
《平成 20 年度末 22.53㎡ / 人》

基本目標 うるおいと安らぎを感じるまち

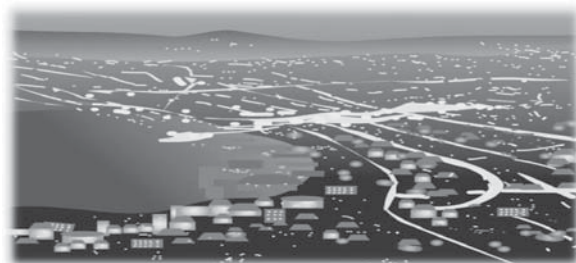
8 個性とゆとりある町並みをつくります

本市は、多くの歴史的文化的遺産やウォーターフロント地域を有する西部地区をはじめ、五稜郭や湯の川温泉など、特色ある町並みや歴史ある美しい景観を有しています。

また、全国でも有数の水産都市として、海岸線に沿って住居が連なる特有の町並みが形成されています。

これらの歴史文化資源は、観光客などの目を楽しませるだけでなく、市民の潤いある生活を彩る貴重な環境資源でもあります。

こうしたことから、ごみの散乱防止など環境美化に対する取り組みの強化や、本市の重要な観光資源である夜景については、ライトアップ時における省エネルギー化や自然エネルギーの利用など、環境に配慮しつつ、各地域の特性を生かし人と人とが行き交う町並みづくりを推進します。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
地域特性を生かした町並みづくり	◇歴史的文化的建造物の保全に努めます ◇都市景観形成地域をはじめとして、地域特性に配慮した町並みづくりを進めます ◇公共施設整備にあたっては、都市景観形成の先導的な役割を果たすよう努めます ◇屋外広告物に関する規制・指導を行います ◇町並みづくりの意識向上を図ります	○歴史的文化的建造物の保全に協力します ○地域特性に配慮した町並みづくりに協力します ○景観形成に協力します	△歴史的文化的建造物の保全に協力します △地域特性に配慮した町並みづくりに協力します △景観形成に協力します
夜景の保全	◇眺望地点としての函館山や扇形の地形的特性を保全します ◇建物のライトアップの省エネルギー化などにより、環境に配慮した夜景の創造に努めます	○函館山の環境保全に協力します ○街灯などの省エネルギー化や自然エネルギーの導入など、環境に配慮した夜景の創造に努めます	△函館山の環境保全に協力します △建物のライトアップなどの省エネルギー化や自然エネルギーの導入など、環境に配慮した夜景の創造に努めます
美化の推進	◇ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りなど環境美化の取り組みを強化します ◇清掃活動の呼びかけや活動を支援します ◇適切な除排雪を行います	○ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りを実践します ○清掃活動に参加・協力します ○所有地における雑草などの適正管理に努めます ○周囲に配慮した除雪に努めます	△ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りを実践します △清掃活動に参加・協力します △研修の実施など美化意識の高揚に努めます △周囲に配慮した除雪に努めます

〔環境目標項目〕快適な町並みとを感じる人の割合

アンケート調査による評価として、ごみの散乱状況や景観などに対して、快適な町並みが多いと感じる人の割合 80%を目標値とします《平成 20 年度 51.5%》

基本目標 資源を大切にすまち

9 循環型の社会をつくります



これまでの私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムに支えられていましたが、廃棄物の問題を解決するためには、消費型社会から循環型社会への転換に向けて、ライフスタイルを見直していく必要があります。

循環型社会の構築は、廃棄物の減量や資源の有効利用の問題にとどまらず、大気、水、土壌などへの環境負荷を軽減します。

このため、3Rの考え方のもと、廃棄物の発生を可能な限り抑制し、再使用や再資源化を促進するための取り組みを市民・市民団体・事業者などと協働して推進します。

施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
3R (リデュース・リユース・リサイクル)の推進	◇3R運動を推進します ◇資源の集団回収を支援します ◇資源循環型のごみ処理システムを検討します ◇市民意識の啓発に努めます ◇各種リサイクル法の周知啓発に努めます ◇グリーン購入を推進します	○必要なものだけを購入し、ごみの発生抑制に努めます ○再使用や修理ができるような製品を購入します ○マイバッグの持参や容器・包装の少ない製品を購入します ○食材の使い切りや生ごみの水切りなど減量化に努めます ○資源の集団回収に協力します ○コンポストなどにより、生ごみの資源化や減量化に努めます ○フリーマーケットなどのリサイクルシステムを活用します ○グリーン購入に努めます	△容器・包装の少ない製品や再利用可能な製品の製造・販売に努めます △製造過程で発生する廃棄物の減量化、再生利用に努めます △修理に関する窓口などの設置に努めます △リサイクル技術の調査研究に努めます △製造したものの回収・リサイクルに努めます △リサイクルシステムに協力します △製品などの廃棄時における配慮事項など、適切な情報提供に努めます △エコマーク商品など、環境負荷が少ない製品の開発や販売に努めます △原材料への再生資源などの使用に努めます
廃棄物の適正処理	◇廃棄物の適正処理を推進します ◇適正なごみの分別に関する周知の徹底に努めます ◇不法投棄の防止に努めます ◇海岸漂着物への的確な対応を図ります	○適正なごみの分別と排出マナーの向上に努めます ○不法投棄などは行わないよう関係法令を遵守します	△適正な廃棄物の分別を行います △廃棄物の適正な保管・運搬・処理に努めます △不法投棄などは行わないよう関係法令を遵守します

〔環境目標項目〕分別収集への取り組みに心がけている人の割合

アンケート調査による評価として、資源ごみの分別収集や再利用に心がけている人の割合100%を目標値とします《平成20年度 97.3%》

《客観的データ項目等》

- ・一般廃棄物処理基本計画における一般廃棄物排出量の減量目標：
対平成17年度見込比11.7%以上減（目標年次 平成27年度）《平成20年度 8.9%減》

基本目標 資源を大切にすまち

10 エネルギーを有効活用します

日常生活や事業活動に伴う電気、ガス、石油などの使用によるエネルギー消費は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の増大を招くなど、環境に負荷を与えているほか、化石資源の枯渇が懸念されています。

このため、省エネルギーへの取り組みを推進するとともに、太陽光、風力などの自然エネルギー・未利用エネルギーの積極的な活用や、エネルギー効率の高い公共交通機関の利用促進などにより、エネルギーの有効な利活用を進めます。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
省エネルギーの推進	◇省エネルギーの意識啓発を行います ◇省エネルギー型製品の製造・販売・購入を奨励します ◇公共施設などにおける省エネルギー化を推進します ◇エネルギー効率の良い建築物の建設を推進します ◇物流の効率化を促進します ◇エコドライブの普及を進めます	○節電など身近な省エネルギーに取り組みます ○省エネルギー型製品の購入に努めます ○冷暖房の設定温度に配慮します ○住宅の断熱化に努めます ○エコドライブに努めます	△事業所における節電など省エネルギーに取り組みます △省エネルギー型製品の製造・販売・購入に努めます △エネルギー効率の良い建築物の建設に努めます △物流の効率化に努めます △エコドライブの励行に努めます
自然・未利用エネルギーの利用促進	◇公共施設での自然エネルギーの利用を推進します ◇コージェネレーションシステムの導入を促進します ◇未利用エネルギーの有効利用を図ります	○ソーラーシステムなど、自然エネルギーの利用に努めます	△ソーラーシステムなど、自然エネルギーの利用に努めます △コージェネレーションシステムの導入に努めます △未利用エネルギーの有効利用に努めます
公共交通の利用促進	◇公共交通機関の利用促進を図ります ◇公共交通の利便性の向上を図ります	○公共交通機関の利用に努めます	△公共交通機関の利用に努めます

〔環境目標項目〕 エネルギーの有効活用

アンケート調査による評価として、節電への取り組みに心がけている人の割合 100%を目標値とします
《平成 20 年度 90.8%》

《客観的データ項目等》

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定により、二酸化炭素排出量の削減目標を設定します（再掲）

基本目標 こころと参加でつくるまち

11 環境保全意識の向上に努めます

かけがえのない地域の環境や地球環境を良好な状態で将来の世代に引き継ぐため、市民一人ひとりが、私たちを取り巻く環境に対して正しい認識と知識を持ち、環境に対するやさしさや環境保全活動に対する意識を高めていくことが重要です。

このため、環境保全に取り組む上で中心となる人材の育成、家庭や学校、地域などにおける環境教育や環境学習の推進、環境に関する情報の収集や提供などの充実により、環境保全意識の向上を図ります。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
環境保全に関する人づくりの推進	◇高等教育機関との連携などにより、環境保全活動の中心となる人材育成を図ります ◇環境問題や環境保全活動に関する講座や研修会の開催の充実を図ります	○講座や研修会に参加します ○環境保全意識の普及に努めます	△環境保全活動の中心となる人材育成に努めます
環境教育・環境学習の充実と普及	◇学校における環境教育を充実します ◇町会や市民団体などによる環境教育・環境学習の活動を支援します ◇生涯学習の一環としての環境学習を推進します	○家庭や地域での環境教育に取り組めます ○町会などによる環境教育・環境学習活動の充実を図ります	△環境教育に取り組めます △町会などの環境教育・環境学習に参加・協力します
環境情報の充実と共有	◇環境モニター制度を推進します ◇函館市環境基本計画などに関する広報活動を行います ◇函館市環境白書などにより環境情報の提供を行います	○環境モニター制度に参加・協力します ○環境に関する情報を有効に活用します ○環境に関する情報の収集と提供に協力します	△環境モニター制度に協力します △環境に関する情報を有効に活用します △環境に関する情報の収集と提供に協力します



環境ふれあい教室



こどもエコクラブ体験学習会

基本目標 こころと参加でつくるまち

12 環境保全活動の輪を広げます

複雑化、多様化する環境問題の解決にあたっては、すべての人々が、自分の責務を認識し、自主的に環境保全活動に取り組む必要があります。

環境保全活動の効果を大きく実らせるためには、一人ひとりの活動から団体や地域の活動へ、そして地球規模の活動へと、より大きな取り組みへ広げていくことが重要です。

このため、市は率先して環境保全に取り組むとともに、市民や市民団体、事業者などによる活動を支援します。

また、市民・市民団体・事業者・市などが協働して環境保全活動に取り組むとともに、広域的な問題に対しては、近隣市町や関係機関と協力・連携します。

地球環境問題に対しては、国際会議の開催や情報発信、人材交流などを通じた国際協力に努めます。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
環境保全活動の推進	◇地球にやさしいライフスタイルの提案・普及啓発を進めます ◇市民と協働した環境保全を推進します ◇NPOなどの市民団体活動を支援します	○環境にやさしいライフスタイルに努めます ○環境保全活動に自主的に取り組みます ○NPOなどの市民団体活動へ参加します	△環境にやさしいライフスタイルを推進します △環境保全活動に積極的に参加します △NPOなどの市民団体活動へ参加します
環境ネットワークの形成	◇市民・市民団体・事業者・市などによる環境ネットワークの形成を図ります ◇環境ネットワークを活用した環境保全活動に取り組みます ◇近隣市町との連携を確保し、環境保全施策の強化を図ります	○環境ネットワークの形成に参加・協力します ○環境ネットワークを活用した環境保全活動に参加します	△環境ネットワークの形成に参加・協力します △環境ネットワークを活用した環境保全活動に参加します
国際協力の推進	◇環境情報を発信します ◇環境をテーマとした国際会議などの開催を促進します ◇技術者の派遣や受け入れなど人的な交流や情報交換を推進します	○函館の環境情報を発信します ○国際会議やイベントへ積極的に参加します ○研修生の受け入れなどに協力します	△環境に関する取り組みを発信します △国際会議やイベントへ積極的に参加します △人材交流や技術交流を推進します △国内外の環境保全団体へ支援を行います



環境サミット2008 in 函館



ボランティア清掃

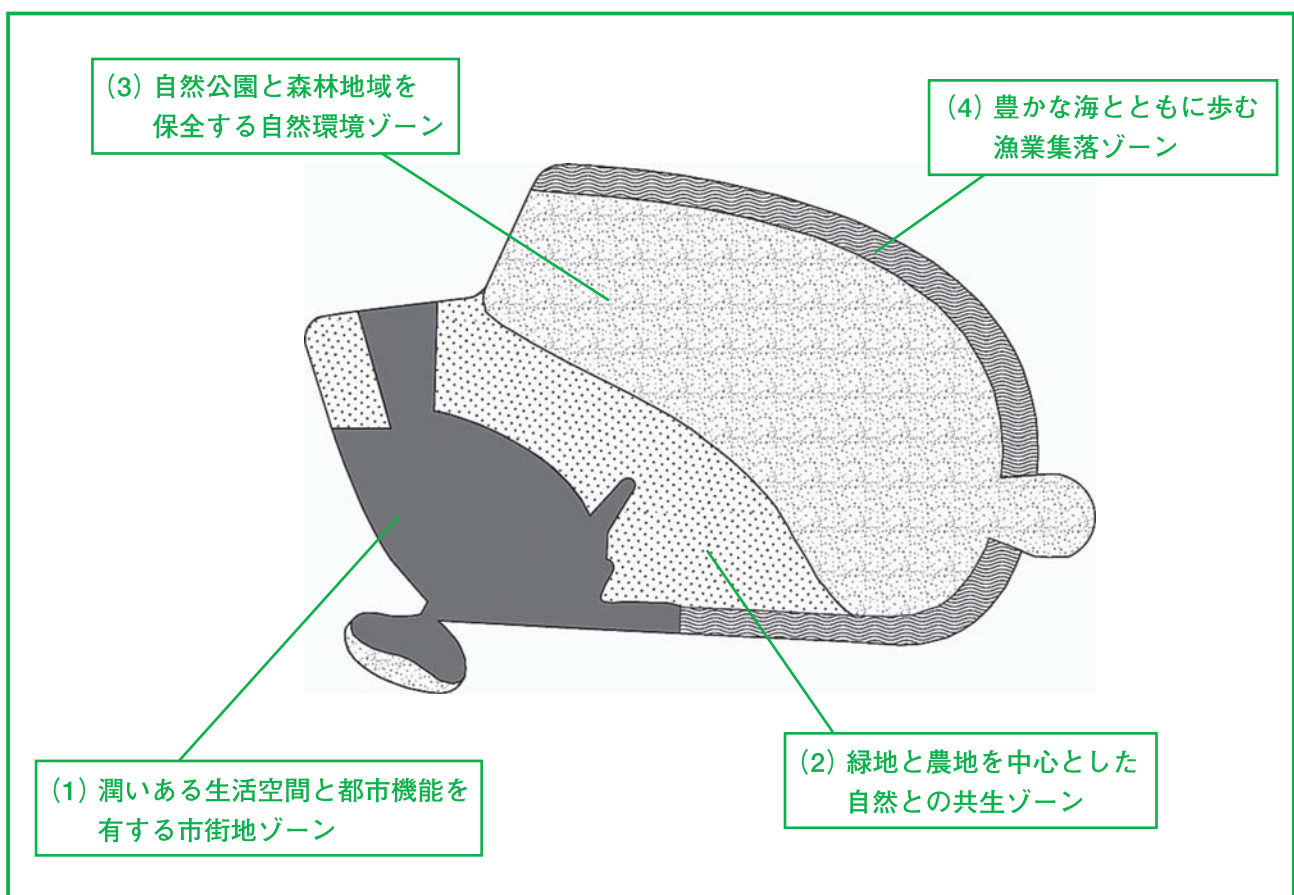
4 ゾーン別の環境配慮指針

本市は、渡島半島の南東部に位置するとともに、津軽海峡と太平洋に面し、市街地は南西部の函館山を要に扇形に広がり、南北北海道の政治、経済および文化の中心として発展してきましたが、平成16年に、戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町と合併し、それまでの約2倍の広大な面積を有するとともに、歴史、文化、産業、自然、都市機能などにおいて、多種多様の地域特性を有する市になりました。

これらの地域における環境づくりや、地球環境保全に向けた行動の推進にあたっては、地域の社会特性や自然特性はもちろん、それぞれの地域で日々行われている日常生活や事業活動の特性にも着目し、市全体としての環境保全行動を展開していくことが重要です。

このため、函館市総合計画に準じた4つのゾーンにおいて、各ゾーンにおける特性を取りまとめ、ゾーン別の環境配慮指針を示します。

- (1) 潤いある生活空間と都市機能を有する市街地ゾーン
- (2) 緑地と農地を中心とした自然との共生ゾーン
- (3) 自然公園と森林地域を保全する自然環境ゾーン
- (4) 豊かな海とともに歩む漁業集落ゾーン



ゾーン	環境配慮指針
(1) 潤いある生活空間と都市機能を有する市街地ゾーン	(ア) 個性とゆとりある町並みの創造と環境への配慮 ● 地域の特性を生かした個性ある町並みづくりを進めることが必要です。 ● 周辺的环境美化への配慮など、一人ひとりの意識の高揚を図ることが必要です。 (イ) 健康で安心して暮らせる生活空間の形成 ● 自動車の騒音や近隣騒音など都市生活型の公害を未然に防ぐためのルールやマナーを守ることが重要です。 ● 市民一人ひとりが互いを思いやる気持ちを持って、快適な生活を送れるように配慮していくことが重要です。 (ウ) 各種規制・基準の遵守と、環境に配慮した事業活動 ● 事業活動を行う際は、法律などに基づく各種規制を遵守し、公害の発生を予防し、環境への負荷を低減することが責務となっています。 ● 資源やエネルギーの有効利用のほか、環境配慮型製品の製造・販売など環境保全に向けた取り組みを積極的に進めていくことが必要です。
(2) 緑地と農地を中心とした自然との共生ゾーン	(ア) 豊かな自然環境との共生 ● 自然体験型の環境学習など、豊かな自然環境を活用した環境教育・環境学習を推進していくことが重要です。 ● 住環境の整備にあたり、人と自然の共生という観点に立って、自然環境へ配慮することが重要です。 (イ) 農業における環境保全 ● 家畜排せつ物を利用した、たい肥などによる土づくりや、無農薬・低農薬農業をさらに進めるほか、農業体験を通じた環境教育など、地域環境へ貢献していくことが求められています。
(3) 自然公園と森林地域を保全する自然環境ゾーン	(ア) 動植物の生息・生育空間の保全 ● 市民や観光客などに対して自然環境に関する意識啓発を図り、市民・市民団体・事業者・市などが協力・連携して自然環境を保全することが重要です。 (イ) 貴重な自然環境の保全に向けた環境教育・環境学習の充実 ● 市民・市民団体・事業者・市などが参加・協働して、自然環境保全のための環境教育や環境学習を充実していくことが重要です。
(4) 豊かな海とともに歩む漁業集落ゾーン	(ア) 貴重な水産資源をはぐくむ、美しい海の保全 ● 水質の保全や海岸の環境保全、海をはぐくむ森林など自然環境の保全に取り組むことが重要です。 (イ) 漁業における環境保全 ● 廃棄物の適正処理や、動力機関や照明などの使用における省エネルギー化など環境負荷の低減に向けた取り組み、漁業体験を通じた環境教育など、地域環境へ貢献していくことが求められています。